

中央図書館リニューアル基本計画等策定業務委託に係る 公募型プロポーザル提案募集要項

1 委託業務の内容

(1) 件名

中央図書館リニューアル基本計画等策定業務委託

(2) 業務内容

「中央図書館リニューアル基本計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」とい
う。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した事業者と随意契約

(5) 提案上限額

21,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は予定価格であり、契約額を示すものではない。本業務委託に係る予算は
提案上限額を想定しているが、公表時点での予定価格であり、市議会の承認が得られ
なかった場合は、業務の実施について変更する可能性がある。

なお、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(6) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

2 参加資格要件

業務の実施に必要な能力を有する事業者で、参加申込書提出日において、次に掲げる
すべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 法人格を有し、令和2年4月1日から令和8年1月31日までの期間において国又
は地方公共団体が発注する、公共施設の整備等に関する基本計画策定（支援）業務又
は基本設計業務委託の履行実績を元請けとして有する事業者であること。ただし、共
同企業体（以下「JV」という。）で参加する場合については、JVの構成員のうち
いづれかが当該実績を有することとする。
- (2) 仕様書に記載する全ての業務を円滑かつ確実に実行できる能力があり、かつ適正な
実施体制を有する事業者であること。
- (3) 主任技術者又は管理技術者として、1級建築士の資格を有する技術者を元請けとし
て配置できる事業者であること（JVで参加する場合はJVの構成員のうちいづれかに
属していること）。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第256号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者
- エ 自己又は自社の役員等が次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (エ) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者
- (オ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (カ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体の構成員
- (キ) 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体
- (ク) 国税、都道府県税、市町村税を滞納している団体
- (5) 法令等に違反していないこと。
- (6) J Vの場合は自主結成とし、構成員間で協定を締結していること。
- (7) J Vの各構成員が本プロポーザルに参加する単独の事業者又は他のJ Vの構成員でないこと。

3 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本募集要項を遵守しない場合
- (2) 「2 参加資格要件」に記載する資格を欠いていることが判明した場合
- (3) 「6 参加申込書の提出」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為や、適切な審査を妨害したと認められる場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

4 選定スケジュール

募集要項・仕様書等の公表～参加申込の受付開始	令和8年2月13日（金）
現地見学（希望者のみ）	令和8年2月13日（金）から 令和8年2月27日（金）まで
質問書の提出（電子メール）	令和8年2月20日（金）17時まで
質問書に対する回答（HPで公開）	令和8年2月27日（金）
参加申込書等の提出（郵送又は持参）	令和8年3月6日（金）必着
一次審査（書類審査）結果通知（電子メール）	令和8年3月13日（金）
企画提案書等の提出（郵送又は持参）	令和8年4月10日（金）必着
二次審査（書類およびプレゼンテーション審査）	令和8年4月下旬
二次審査結果の通知	令和8年5月上旬
業務委託契約締結	結果通知後、速やかに締結

5 現地見学（希望者のみ）

応募を予定する事業者のうち、現地見学を希望する者は、事前に12(1)に掲げる担当課まで申し込むこと。（参加人数は、1事業者につき3人まで。時間は1時間程度とする。）

(1) 提出書類

現地見学申込書（様式第10号）

(2) 申込方法

電子メールにて12(5)へ申し込むこと。

(3) 申込期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月26日（木）まで

6 質問書の受付および回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年2月20日（金）17時

(3) 提出先

尼崎市立中央図書館 企画・調査担当

E-mail : c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 提出方法

電子メールのみ。電話や訪問等、質問書以外の方法では受け付けないので注意すること。

件名を「中央図書館リニューアル基本計画等策定業務委託に関する質問」とすること。

(5) 回答方法

令和8年2月27日（金）を目処に、質問内容とあわせて、事業者名を伏せたうえで尼崎市ホームページにおいて、回答を公開する予定である。

質問がなかった場合はその旨を掲載する。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年3月6日（金）17時まで（必着）に持参又は郵送（配達証明記録の残るものに限る。）により、次の表に掲げる書類①～⑤（参加申込書等）を必要部数提出すること。ただし、当該書類に不備があった場合は不受理とすることがある。なお、JVで参加しようとする場合は、①以外の書類は構成員となる各企業等についてそれぞれ作成し、代表企業が取りまとめのうえ、結成に係る協定書（写し）を添付して提出すること。

提出書類等	様式	部数	内容
①参加申込書	第2号	正副各1部	様式に従い（JVは各構成の情報を含め）記載すること。
②会社概要	第3号	正副各1部	登記事項証明書（写し可） 様式に従い記載し、概要がわかるパンフレット等があれば添付すること。
③納税証明書 (写し可)	任意	正副各1部	国税、都道府県税、市町村税に係る直近の証明書とする。
④業務実績書	第4号	正本1部 副本5部	国又は地方公共団体が発注する、公共施設の整備等に関する基本計画策定業務又は基本設計業務委託（同種又は類似の業務（※））の履行実績を10件以内で記載すること。 また、当該実績の確認資料として、テクリス（公共発注機関等が登録する業務実績情報提供サービス）の出力資料を添付することも可とする。 テクリスの出力資料を添付しない場合は、正本にのみ受注を確認できる書類（契約書

			の表面及び仕様書等の業務内容を確認できる書類の写し) を添付すること。
⑤「2 参加資格要件(3)」に記載する資格を有している者の在籍が確認できる書類	任意	正副各1部	主任技術者もしくは管理技術者が1級建築士の資格を確認できる書類(写し)及び当該資格を有する者が応募事業者(JVの場合はその構成員である事業者)に在籍することを証明する書類(様式は任意)とする。

※ 同種又は類似の業務とは、下記ア、イのいずれかの業務を指す(以下同じ。)。

- ア 公立図書館又は公立図書館を含む複合用途建築物の増新築に関する基本計画策定業務、基本設計業務
- イ ア以外の公共施設の整備等の増新築に関する基本計画策定業務、基本設計業務等

8 企画提案書等の提出

令和8年4月10日(金)17時まで(必着)に事務局へ郵送又は持参により、次の表に掲げる書類⑥～⑪(企画提案書等)を7部(正本1部、副本6部)提出すること。
ただし、当該書類に不備があった場合は不受理とすることがある。

提出書類等	様式	内容
⑥企画提案書等表紙	第5号	様式に従い記載すること。
⑦業務の実施体制	第6号	様式に従い、管理技術者の氏名、経歴等について記載すること。 外部の協力を受ける場合は、協力企業名等を記載すること。 管理技術者及び主たる担当技術者については当該企業(JVの場合は代表企業)の社員とし、本市の要求に応じて打合せ等に参加できる者とする。
⑧管理技術者の業務実績	第7号	管理技術者がこれまで担当した同種又は類似の業務について記載すること。
⑨主たる担当技術者の業務実績	第8号	主たる担当技術者がこれまで担当した同種又は類似の業務について記載すること。
⑩企画提案書 (工程表を含む)	任意	別紙仕様書の各業務を遂行するための具体的な手順や手法を項目ごとに記載し、併せて全体の工程表も作成すること。 提案書作成にあたり、別紙「事業者評価基

		<p>準」の評価項目を踏まえた上で、本市への支援方針やアピールポイントについて明確に示すこと。</p> <p>以下に掲げる事項を 1 から 3 の順に見出しを付して企画提案書を作成すること。</p> <p>1 多くの人に立ち寄ってもらうため、周辺地域や阪神尼崎駅からの周遊性の向上、並びに施設機能の充実に係る方策の提案 (3 ページ以内)</p> <p>2 リニューアル工事に係る方策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代が多様な利用ができる方策の提案 ・利便性の向上及び DX 化を踏まえた方策の提案 ・施設の老朽化への対応、デザイン性を踏まえた方策の提案 ・収藏能力や配架方法の向上に関する方策の提案 (各 1 ページ以内) <p>3 工程表・業務実施手順 (2 ページ以内)</p> <p>企画提案書には社名やロゴマークなど、提案事業者が特定又は推定されるような情報を記載しないこと。</p> <p>ページ番号を記載すること。</p> <p>文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、フォント、様式は自由とする。</p>
⑪見積書	任意	<p>本業務に係る見積書（内訳書とも）を作成すること。</p> <p>事業者の事業者印及び代表者印を押印した正式見積を提出すること。</p>

9 選定について

(1) 選定時期・方法等について

ア 選定方法

書類審査及びプレゼンテーション

イ 選定者

選定会議

ウ プrezentation実施日

令和8年4月下旬

エ プrezentation会場

尼崎市立中央図書館（尼崎市北城内27）1階セミナー室（予定）

オ 結果通知（電子メールによる）

令和8年5月上旬

（2）審査基準

「中央図書館リニューアル基本計画等策定業務委託事業者選定会議」において、別紙「事業者評価基準」に基づき行う。

（3）プレゼンテーション実施方法

ア 説明内容

提出済みの企画提案書に基づき説明すること。新たな資料の配付や、企画提案書に未記載の提案等は認めない。

イ 説明方法

任意とするが、業務の実施体制（様式第6号）に記載されている主たる担当技術者など、当該業務に携わる者が、プレゼンテーションを実施すること。

ウ 説明時間

1事業者30分程度（うち内容説明20分、質疑応答10分程度）

エ 注意事項

（ア）会場への入室は3名以内とする。

（イ）プロジェクターおよびスクリーンは事務局において用意するが、パソコン等は事業者が持参すること。プレゼンテーション審査を予定している会場はインターネットの接続環境がないため、インターネットを利用してプレゼンテーションを実施する事業者は、インターネット接続に必要な機器等を自ら用意すること。

（4）候補者の選定

提出された書類およびプレゼンテーションの内容について、選定会議において別紙「事業者評価基準」に基づき最も高い者を受託候補者、次に高い者を次点候補者として選定する。なお、次のア～ウに留意すること。

ア 審査において本業務に関する専門的知見及び企画・提案力を有し、適切に業務を遂行できると認められる基準点（以下「基準点」という。）を設定する。基準点は、別紙「事業者評価基準」に掲げる「提案内容1」「提案内容2」「業務理解度」及び「全体構成」の合計点（本項目の配点合計100点）のうち50点とし、審査の結果が基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

イ 採点の結果、総合の得点が基準点を超える事業者については、地域経済の活性化

を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とする。

- (ア) 市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）に対する加点：総合得点の 10%
(イ) 準市内事業者（市内に事業所等を有する者）に対する加点：総合得点の 5%

ただし、JVについては、構成員における市内又は準市内事業者の割合を乗じて得た点数を加点する。

例 3者による JV で、うち 1 者が市内事業者、別の 1 者が準市内事業者、もう 1 者がその他事業者である場合：総合得点の $[10 \times (1/3) + 5 \times (1/3)]\%$ を加点

ウ 総合得点が最も高い者が 2 者以上ある場合は、別紙「事業者評価基準」における評価項目のうち「企画提案書等」の得点が最も高い事業者を受託候補者とし、それでもなお同点の場合は、委員長が受託候補者を決定する。

(5) 審査対象除外

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- ア 「2 参加資格要件」の参加資格を満たさなくなったとき。
イ 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
ウ その他不正行為があったとき。

10 契約

(1) 契約方法

受託候補者は、本市と契約交渉を行う。下記に該当する場合は次点候補者と契約締結の交渉を行う。

- ア 交渉の結果、合意に至らなかった場合。
イ 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合。
ウ 事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合。

(2) 契約内容

- ア 受託候補者および本市双方協議のうえ定めた仕様書に基づき、本市が作成した契約書によって契約締結をするものとする。
イ 契約保証金等にあたっては尼崎市契約規則第 31 条の規定に基づき契約金額（年額）の 100 分の 5 に相当する以上の金額とする。また、尼崎市契約規則第 32 条の規定に該当する場合は全部又は一部を免除できる。
ウ 受託候補者は「7 企画提案書等の提出」に基づき提出した見積書の記載の金額を基に、改めて見積書を作成のうえ提出することとする。

11 留意事項

- (1) 提案募集に参加する者は、本募集要項及び仕様書等を熟読し、遵守すること。
(2) 企画提案書等の提出ならびにプレゼンテーション等に要する費用は全て提案者の負担とする。

- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (5) 企画提案書等として提出される全ての資料は、審査以外の目的には使用しない。また、企画提案書等提出を受けた書類は返却しない。
- (6) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は原則認めない。ただし、明らかな誤記等審査に影響しない軽微な変更等について、本市が修正や追加提出を求めた場合は、この限りでない。
- (7) 企画提案書等の著作権は企画立案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出書類は、尼崎市情報公開条例（平成16年条例第47号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (9) 選定結果や審査内容に対する質問、異議申し立ては受け付けない。
- (10) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式第9号「辞退届」に必要事項を記載のうえ、すみやかに事務局へ郵送又は持参により提出すること。
- (11) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、これを提出した者は失格とする。

1.2 問い合わせ先（事務局）

- (1) 担当課 尼崎市立中央図書館
- (2) 担当者 企画・調査担当 村澤、西口、佐々木
- (3) 住 所 〒660-0826 尼崎市北城内27
- (4) 電話番号 06-6489-7065
- (5) メールアドレス c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp
- (6) 開館時間
 - 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後8時まで
 - 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時15分まで
- (7) 休館日
 - 2026（令和8）年2月9・16・24日、
3月2・9・16・23・30日、4月6・13・20・27日

以上